

令和5年分 贈与税の申告のしかた

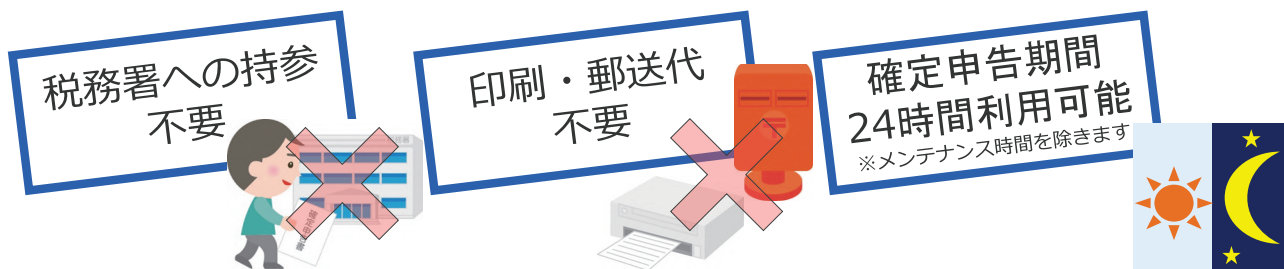
- この冊子は、一般的な事項を説明しています。**目次**は、次ページをご覧ください。申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。
- 令和5年分の贈与税の申告書の受付は、**令和6年2月1日(木)から同年3月15日(金)まで**です。
- 令和5年分の贈与税の納期限は、**令和6年3月15日(金)**です。

贈与税の申告書の作成・送信は

確定申告書等作成コーナーで**e-Tax**が
簡単・便利です！



「自宅からe-Tax」のメリット！

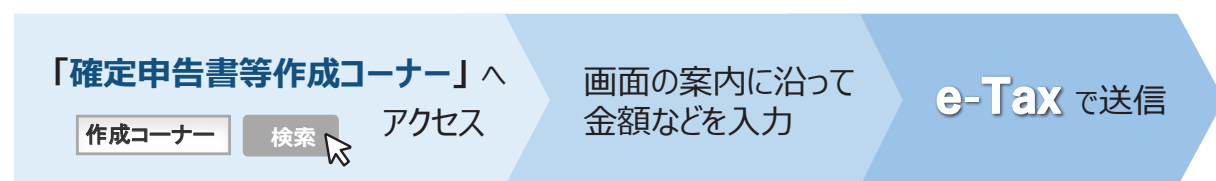


添付書類も e-Tax で送信！

戸籍の謄本などの添付書類もイメージデータ（PDF）で送信できます。



作成・送信の流れは 3 ステップ！



e-Taxで送信する方は、
裏表紙もご確認ください。



税務署 この社会あなたの税がいきている

目次

I 申告書の作成のしかた等	
1 贈与税の申告書の提出期間と提出先	2
2 贈与税の申告書の種類	2
○ マイナンバー(個人番号)の記載等について	2
3 贈与税の納付	3
4 贈与税の申告に誤りがある場合	4
5 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成	5
6 贈与税の申告書の書きかた	6
7 申告書の作成例	
【事例1】暦年課税(特例税率)を適用する場合	12
【事例2】暦年課税(一般税率及び特例税率)を適用する場合	14
【事例3】贈与税の配偶者控除の特例を適用する場合	16
<<贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート・添付書類>>	17
【事例4】相続時精算課税を適用する場合	18
<<相続時精算課税を選択する場合のチェックシート・添付書類>>	21
【事例5】住宅取得等資金の非課税を適用する場合	22
○ 住宅取得等資金の贈与税の特例に係る「チェックシート」及び「添付書類」の区分	24
<<住宅取得等資金の非課税のチェックシート・添付書類>>	25
<<住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例のチェックシート・添付書類>>	29

次に掲げる事例に関する申告書の作成例や提出書類・チェックシートなどは、国税庁ホームページに掲載しています。

- 住宅取得等資金の非課税と住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例を適用する場合
- 農地等についての贈与税の納税猶予及び免除を適用する場合
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例を適用し暦年課税を選択する場合

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)
>確定申告等情報>贈与税>令和5年分贈与税の申告のしかた

II 贈与税のあらまし	
1 贈与税の概要	
(1) 暦年課税	33
(2) 相続時精算課税	35
(3) 贈与税の課税財産	37
(4) 贈与財産の評価	38
2 贈与税の配偶者控除の特例の概要	40
3 住宅取得等資金の贈与税の特例の概要	
(1) 住宅取得等資金の非課税	40
(2) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例	40
(3) 震災に係る住宅取得等資金の非課税	41
【参考】贈与税(暦年課税)の税額の計算明細(特例贈与財産又は一般贈与財産のいずれか一方のみを取得した場合用)	42
取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領	43
【お知らせ】令和6年分の贈与から贈与税・相続税の計算方法が変わります!(令和6年1月1日以後に贈与を受ける方へ)	44

上記のほか、次の贈与税に関する特例があります。これらの概要等については、国税庁ホームページに掲載しています。

- ・ 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(教育資金の非課税)
- ・ 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税(結婚・子育て資金の非課税)
- ・ 農地等についての贈与税の納税猶予及び免除
- ・ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等
- ・ 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等
- ・ 医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除・税額控除の特例等
- ・ 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例
- ・ 相続時精算課税の適用を受ける山林についての相続税の課税価格の軽減措置
- ・ 災害により被害を受けた場合の特例

【掲載場所】 ホーム>税の情報・手続・用紙>申告手続・用紙>申告・申請・届出等、用紙(手続の案内・様式)
>確定申告等情報>贈与税>令和5年分贈与税の申告のしかた

e-Taxの送信方法

マイナンバーカードをお持ちの方（マイナンバーカード方式）

スマートフォンで読み取り



マイナポータル
アプリを起動
(注1)



「読み取り」アイコンを選択



パソコン画面の
QRコード(注2)を
スマホで読み取り



マイナンバーカードの
読み取り

(注1) 事前にスマートフォン（マイナンバーカード読み取り対応）用のアプリをインストールしておく必要があります。
(注2) QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

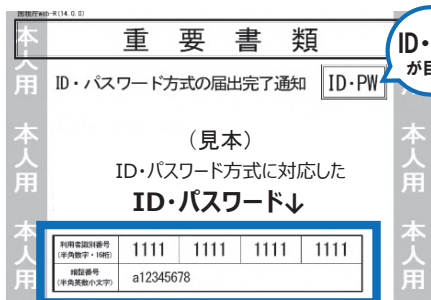
又は

ICカードリーダライタで読み取り



ICカードリーダライタでマイナンバーカードの読み取り

マイナンバーカードをお持ちでない方（ID・パスワード方式）



- ・ 税務署で発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」を利用した「ID・パスワード方式」によってもe-Taxで送信ができます。
- ・ 過去に確定申告会場で、ID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと保管されている場合がありますので、ご確認ください。

⚠ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 作成した申告書を、印刷して郵送等で所轄の税務署に提出することもできます。

困ったときはこちらで解決

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



確定申告 動画



タックスアンサー

よくある税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードから検索可能！



タックスアンサー

